

特定非営利活動法人 ADDS 情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 ADDS（以下、「当法人」という）が、その活動状況、運営内容及び財務状況等を積極的に公開するために必要な事項を定め、当法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(当法人の責務)

第2条 当法人は、この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 第6条に規定する情報公開の対象書類を閲覧ないしは謄写（以下、「閲覧等」という）した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(情報公開の方法)

第4条 当法人は、情報公開の対象に応じ、公表、書類の事務所備え置き並びにインターネットを利用する方法により行うものとする。

(公告)

第5条 当法人は、法令及び定款の規定に従い、貸借対照表について、公告を行うものとする。

2 前項の公告については、定款第53条の方法によるものとする。

(事務所備え置きの書類)

第6条 当法人は、別表に掲げる書類を次条に規定する閲覧等の場所に常時備え置くものとし、正当な理由を有する者に対し、閲覧等に供するものとする。

2 別表中、「閲覧可能期間」として表示しているものについては当該期間分の書類を公開する。

(閲覧等の場所及び閲覧日時)

第7条 当法人の事務所備え置きの対象とする書類の閲覧等の場所は、主たる事務所とする。

2 閲覧等が可能な日は、当法人の休日以外の日とし、閲覧等が可能な時間は、業務時間の

うち午前 10 時から午後 5 時までとする。ただし、当法人は、正当な理由があるときは、閲覧等の日時を指定することができる。

(閲覧等に関する事務)

第 8 条 別表に掲げる書類の閲覧等の申請があったときは、次に定めるところにより取扱うものとする。

- (1) 様式 1 に定める閲覧等申請書に必要事項の記入を求め、その提出を受ける。
- (2) 閲覧等申請書が提出されたときは、様式 2 に定める閲覧等受付簿に必要事項を記載し、申請された書類を閲覧等に供する。
- (3) 閲覧した者ないし謄写を希望する者から謄写の請求があったときは、実費を徴収する。

(その他)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

(管理)

第 10 条 当法人の情報公開に関する事務は事務局が行う。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。(令和 5 年 9 月 28 日理事会 決議)

別表

番号	対象書類等の名称	閲覧可能期間
1	定款	最新のもの
2	事業報告書等（事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の名簿）（※1）	作成日から5年が経過した日を含む事業年度の末日まで
3	事業計画書及び収支予算書	
4	助成の実績を記載した書類	
5	職員給与規程他規程類	
6	社員総会議事録及び理事会議事録（※1）	

※1 以下の書類の閲覧等については、社員及び利害関係者に限られるものとする（ただし、裁判所の許可を得た者はこの限りでない）。

2 「年間役員名簿」及び「社員のうち10人以上の者の名簿」の住所記載部分 6 社員総会議事録及び理事会議事録